

## 甲の罪責

1. 甲に強盗罪(236)条が成立するか

↓

3の点、強盗罪は

~~相手方の財物か否か~~

反対に ↓

→ X

2. ~~2は強盗罪が成立するか~~  
(236)

① 他人の財物に

② 財物を奪取せしむる

③ 不法利益の意思

なお、いかにしてないのぞ

本件は強盗罪にあたる  
(235)

① 他人の財産

② 強盗に

③ 不法利益の意思

丙の罪責

丙にも、強盗罪(236)

他人の財物の問題

→ 2の罪責 → 2は、強盗  
窃盗と思、203

甲と、共同正犯が成立するか

↓  
法定符号

丙と

→ 一方的に丙が思っているだけ

2は

Tの罪責  
盗品等(保管)(256②)

途中、盗品と気づいた場合、

成立するか。

保管が継続する限り、同罪の

状態は(未)

(言2) 第1と第2に分けて

1. 共に関係からの離脱

2. 離脱しない

↑  
① 第1と第2を一体とす

構成用紙はよく使う。  
略号や記号はいい。句読点や  
接続詞は省略はいい

答案用紙にどう使うかは  
インキングで、構成用紙は消し  
示してあげる。

② 甲と丙の共犯

第一甲の罪

第2, 兩の罪夫

(1) 両に、~~甲~~ 甲の窃盗罪の共同正犯が成立する。

第  
問

第3, 2の罪責

行方不明に及び、~~車~~民座に帰ることができずに、車の運転を中止する。この場合  
先述のとおり、ゆえに「下見」は他人の行為を利用し、各目的の遂行と実行に移すこと。



第 問

1 合意と2の2つで盗品からなる。

2 ① 甲と乙は事前に計画をたて、という意思連絡があり、盗品の分けまえと2人でいう点で正犯意思が一致している。また、2の計画に従って当日に2人で、甲が盗行を、乙が被害者となるという点で2人で一致する。このことから、重要な要素は盗行と盗品の分けまえ。

3 ①の点に基づき実行行為を甲が実現した。

4 ②の点から、共同正犯が盗品からなる点と2人で、両者がこの盗行行為に参与していることが知られる。ゆえに、甲の両者に対する「7条1項、窃盗」は2人で実行行為から、本件は「窃盗罪」であると認識している（事実である）。しかし、実現したのは「窃盗罪」である。この場合の2人の故意は、②の点のようにある。

5 ②の点、故意要件の本質は、現実に直前に被害者に反対側からの利用が可能である点にあり、被害者および被害者を乗っ取る点に2人で一致する点から、2人の構成要件の法定的類型に一致しているから、主観と客観が同一構成要件内であり、符号する場合、それは故意認識に差異が生じないといえる。

6 ③ 本件において2人が盗品からなる「窃盗罪」であり、「窃盗罪」と同一構成要件内であり、符号するといえる。ゆえに「窃盗罪」の罪状で、2人の窃盗を盗品からなる点である。

7 ④ 以上より、2に甲は、窃盗罪（25条）の共同正犯が成立する。

8 5、次に、両人は共同正犯（60条）が成立する。共同正犯の成立要件は前述のとおりである。

9 ⑤ ①の点から、合意は2人からいえる、~~共同正犯~~ 共謀が認められる。また、事前に、黙示の意思連絡はあったといえるから、2人、甲と乙の両者が、2に共同正犯、両者が、共謀にいう事実をいえない以上、通常盗犯と区別が~~共同正犯~~ 共謀にしていると考えられる。また、~~共同正犯~~ 共謀から、盗品からなるといえる。

第 問

1 以上より、②に甲と乙は、共同正犯が成立する。

2 このことから、甲と乙、甲と丙は、窃盗罪（25条）の共同正犯（60条）が成立する。

3 第4. ①の点から、盗品等保管罪（256条）が成立する。

4 ②の点から、盗品等保管罪の成立要件は、①の盗品~~等~~ また、盗品（財産）に対する罪に当たる行為である。②の点から、盗品等保管罪（256条）が成立する。

5 ③の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

6 ④の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

7 ⑤の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

8 ⑥の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

9 ⑦の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

10 ⑧の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

11 ⑨の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

12 ⑩の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

13 ⑪の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

14 ⑫の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

15 ⑬の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

16 ⑭の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

17 ⑮の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

18 ⑯の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

19 ⑰の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

20 ⑱の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

21 ⑲の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

22 ⑳の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。

23 ㉑の点から、①の点から、甲が盗行行為と盗品を、取得した点である。



証拠あり  
版訂 good 10 (対象あり)  
根拠を示すよう。

第

問

1 補たしあう関係にあることに対する非難を処罰根拠としている。しかし、本件のように、甲は、  
2 気絶した以上、~~電撃~~ 電撃 丙の暴行を止めるような措置をとることはできない。  
3 このような場合、気絶した時点から2分間の失はれ、甲に負わせることは酷である。甲  
4 えに、気絶した時点で、其処置をとめるとする措置をとったことも、その時点から2分間の失はれ、  
5 う点で、離脱を認めざるべきである。  
6 第2 甲は、2の 証拠 傷害結果に関する刑事責任を負う立場  
7 1. まず、第1行為か第2行為か、いずれが、形成されたかわからない以上、第1行為  
8 及び第2行為を一連（本件で、甲も、2度度度、2回以上、傷害の結果に責任を  
9 負うべきである。  
10 2. 甲は、共に関係の離脱に2回、共に関係の処罰根拠を鑑み、積極的に  
11 中止するよう働きかけがない以上、離脱を認めざるべきではない。この点から、甲は、気絶した  
12 ときは甲は離脱したといえず、前述のとおり、第2行為の責任を負うといえる。  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23

第

問

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23

最後の斜線  
不要なり。